

平成 26 年 10 月 10 日
国土交通省九州地方整備局
鹿児島国道事務所

【記者発表資料】 1 / 2

解禁日指定 平成 26 年 10 月 16 日 16 : 00 以降

鹿児島国道事務所・鹿児島運輸支局・鹿児島県・鹿児島西警察署と合同で特殊車両等の取締りを実施します。

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）※が車両制限令により定められています。

最高限度を超える車両は、舗装や橋梁の損傷の原因となるばかりでなく、重大な事故を招くおそれもあることから、道路を通行する場合は、道路法第 47 条の 2 に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

国土交通省鹿児島国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を警察の協力を得て実施しています。

また、10 月は鹿児島県の過積載防止月間であり、鹿児島運輸支局及び各関係機関が協力し、過積載が原因による事故や道路の損傷を未然に防ぐため、街頭取締りや過積載防止の啓発活動を行っています。

今回、国土交通省鹿児島国道事務所は 10 月 16 日（木）に鹿児島運輸支局・鹿児島県・鹿児島西警察署と合同で特殊車両等の指導取締りを実施する予定です。

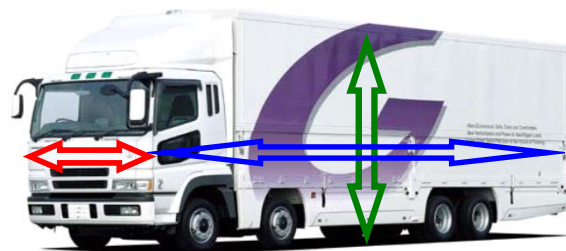
実施日時：平成 26 年 10 月 16 日（木）

14 時 00 分～16 時 00 分

実施場所：鹿児島市小山田町 国道 3 号

実施機関：鹿児島国道事務所、鹿児島運輸支局、
鹿児島県、鹿児島西警察署

実施内容：検量基地に引き込みを行い、車両諸元の計測・許可証の検査等を行い、違反車両には警告や是正措置を求めます。



※道路法の車両制限令で定められた大きさや重さ

幅 2.5m、長さ 12.0m、高さ 3.8m、総重量 20 t など

※マスコミ関係者の皆様へのお願い

当日取材に見えられる場合は、14 時までに現地へお越し下さい。（位置図は次ページです）

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

電話 （099）216－3111（代表）

管理第一課長 おおやぶ 大敷 かつゆき 勝幸 （内線 431）

実施場所

【位置図】

至 薩摩川内市



【拡大図】

国道328号
至 出水市

至 鹿児島市

至 薩摩川内市



実施場所：小山田特車基地
(鹿児島市小山田町7050-1)

※マスコミ関係者の皆様へのお願い
当日取材に見えられる場合は、14
時まではこちらへお越し下さい。

参 考 資 料(1/2)

●特殊車両通行許可制度とは

最近、車も運搬される貨物も大型になり、重量も重くなって、道路が壊される事故が増えています。狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車（特殊車両と呼びます）を通行させるときは、道路管理者の許可を受けるように、道路法で定められています。

●道路法に基づく車両の制限とは

道路は、一定の構造基準により作られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを次のとおり制限しています。この制限のことを「一般的制限」といい、制限値のことを「一般的制限値」といいます。

一般的制限値の一つでも超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要です。

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じ て最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

●「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- ・車両を通行させようとする者（運送事業者、荷主等）が申請しなければなりません。
- ・道路管理者（国、都道府県、市町村等）は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者（例えば国道事務所）で一括して手続き（他の道路管理者との協議を含む。）を行っています。
- ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。（※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要になります。）
- ・インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

●特殊車両取締りを実施

道路脇に設置された指導取締基地等において、法令遵守意識をもってもらうため、**定期的に特殊車両の指導取締りを実施**しています。

無許可車両や通行条件違反車両に対しては、**違反道路構造の保全、交通の危険防止のため措置命令や指導警告**を行っています。

※許可証は通行時必ず許可に係る車両に備え付けて下さい。



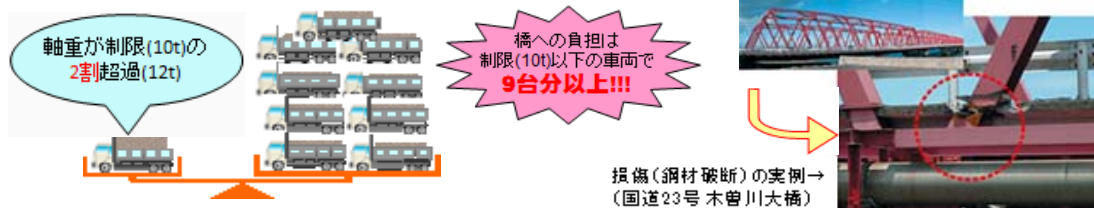
(特殊車両取締り状況)

参 考 資 料(2/2)

●取締りの強化

平成25年3月に指導取締り要領が改正され、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その**違反者の名称や違反内容等を公表**することとされました。

重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています



●違反車両が道路に及ぼす影響

道路が損傷する大きな原因には、定められたルールを守らず通行すること等があげられます。特に積載車両が橋梁や舗装に大きな影響を及ぼします。大型車両1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、橋梁に対しては約9台分の加重が蓄積され、道路が損傷する原因になります。



●特殊車両事故による通行への影響

特殊車両による事故が発生してしまうと、長時間に渡り片側通行や全面通行止めになってしまうことがあり、一般交通に大きな影響を及ぼします。



高欄を突き破って停車し、橋梁(下り)を封鎖



ガードレールを損傷し、横転した車両

【特殊車両の申請に関するお問い合わせは 最寄りの国道事務所へ】

福岡国道事務所	管理第一課 特殊車両係	〒813-0043 福岡市東区名島3丁目24番10号	TEL 092-682-7754
北九州国道事務所	管理第一課 特殊車両係	〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	TEL 093-951-4331
佐賀国道事務所	管理第一課 管理係	〒849-0924 佐賀市新中町5番10号	TEL 0952-32-1151
長崎河川国道事務所	道路管理第一課 道路管理係	〒851-0121 長崎市宿町316番1	TEL 095-839-9211
熊本河川国道事務所	道路管理第一課 道路管理係	〒861-8029 熊本市西原1丁目12-1	TEL 096-382-1111
大分河川国道事務所	道路管理第一課 道路管理係	〒870-0820 大分市西大道路1-1-71	TEL 097-544-4167
佐伯河川国道事務所	道路管理課 管理係	〒876-0813 佐伯市長島町4丁目14番14号	TEL 0972-22-1880
宮崎河川国道事務所	道路管理第一課 道路管理係	〒880-8523 宮崎市大工2丁目39番	TEL 0985-24-8221
延岡河川国道事務所	道路管理課 管理係	〒882-0803 延岡市大貫町1丁目2889	TEL 0982-31-1155
鹿児島国道事務所	管理第一課 管理係	〒892-0812 鹿児島市浜町2番5号	TEL 099-216-3855
大隅河川国道事務所	道路管理課 道路管理係	〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	TEL 0994-65-2997

※詳しくは右記サイトへ <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所